Ⅰ　はじめに

町会は，同じ地域の住民が互いに助け合い，支え合いながら安全・安心で住みよい地域をつくることをめざし，回覧板などによる情報の周知，子どもや高齢者を対象とした住民福祉活動，街路灯の維持管理，防火・防犯パトロール，清掃活動などの環境美化，住民同士の親睦といった多くの活動を行っています。

住民同士の顔が見え，災害などが起きた時に助け合える関係づくりは，行政が築くことができるものではなく，こうした町会活動を通じて築かれるものです。

しかし，近年，居住形態やライフスタイルの変化などにより，町会活動に参加する住民が減少し，住民相互のつながりや関心が希薄化するなど，町会の活力の低下が懸念されています。

そこで，町会はもとより，市と町会連合会がともに力を合わせ町会の活性化を図るため，市では令和３年３月に「町会活性化に向けた基本的な方向性」を策定しました。

そのなかでは，町会のめざす姿のひとつとして「運営基盤が確立されている」こと，さらに，このめざす姿を実現するための方向性のひとつに「透明性・信頼性の確保」を掲げています。

このめざす姿の実現のためには，組織運営や会計処理を適切に効率よく行い，透明性を高めて信頼性を確保し，安定した町会の運営に取り組む必要があります。

一方で，町会は任意の団体であることから，法律などで運営方法や活動内容が定められていないため，地域で十分話し合った上で，無理のない運営方法や活動内容を決めていくことが大切になります。

そこで，町会運営に関する基本的な事項を整理した「町会運営標準マニュアル」を，町会連合会と市で作成したので，今後の町会運営の参考にしていただければ幸いです。